

新	旧																								
<p>秋田県週休2日制_____工事実施要綱</p>	<p>秋田県週休2日制モデル工事実施要綱</p>																								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、秋田県が発注する週休2日制_____工事_____に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、秋田県が発注する週休2日制モデル工事(以下「モデル工事」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>																								
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 1週間 月曜日から当該月曜日以降の最初の日曜日までの期間をいう。</p> <p>(2) 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日_____をいう。</p> <p>(3) 現場閉所 1日を通して当該週休2日制_____工事に係る元請企業の現場代理人、監理技術者、主任技術者及び作業員(建設工事に直接従事しない者を除く。)(以下「現場代理人等」という。)が当該週休2日制_____工事に係る作業に従事していないことをいう。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 1週間 月曜日から当該月曜日以降の最初の日曜日までの期間をいう。</p> <p>(2) 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び次条第1項に規定する振替休日をいう。</p> <p>(3) 現場閉所 1日を通して当該_____モデル工事に係る元請企業の現場代理人、監理技術者、主任技術者及び作業員(建設工事に直接従事しない者を除く。)(以下「現場代理人等」という。)が当該_____モデル工事に係る作業に従事していないことをいう。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>																								
<p>(休日)</p> <p>第3条 受注者は、休日に現場代理人等が作業に従事する場合、当該作業に従事する日(以下「休日作業日」という。)及びその日に代わる現場閉所の日_____を休日作業日の前日までに監督員に届け出るものとする。</p> <p>2 (削除)</p>	<p>(休日)</p> <p>第3条 発注者は、休日に現場代理人等が作業に従事する場合、当該作業に従事する日(以下「休日作業日」という。)及びその日に代わる現場閉所の日(以下「振替休日」という。)を休日作業日の前日までに協議により定めるものとする。</p> <p>2 前条第4号の規定にかかわらず、発注者は、別に定めるところにより、振替休日が休日作業日と同一の1週間内に確保できなかった場合においても完全週休2日と認めることができる。</p>																								
<p>2 発注者は、次に掲げる行為を休日に現場代理人等に行わせることができる。この場合においては、当該行為を行った日を休日として取り扱うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>3 発注者は、次に掲げる行為を休日に現場代理人等に行わせることができる。この場合においては、当該行為を行った日を休日として取り扱うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>																								
<p>(週休2日制_____工事の指定等)</p> <p>第4条 週休2日制_____工事は、別に定める工事を除き、特記仕様書において、週休2日制_____工事である旨を明示している全ての工事で実施するものとする。</p> <p>2 発注者は、週休2日制_____工事の継続が適当でないと判断した場合、週休2日制_____工事の指定を解除することができる。</p>	<p>(_____モデル工事の指定等)</p> <p>第4条 _____モデル工事は、別に定める工事を除き、特記仕様書において、_____モデル工事である旨を明示している全ての工事で実施するものとする。</p> <p>2 発注者は、_____モデル工事の継続が適当でないと判断した場合、_____モデル工事の指定を解除することができる。</p>																								
<p>(工事成績評定)</p> <p>第5条 発注者は、次に掲げる達成区分に応じ、工事成績評定(工事特性)に加点または減点するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>達成区分</th> <th>現場閉所率</th> <th>加点・減点数(点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>完全週休2日</td> <td>28.5%以上</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>4週8休以上</td> <td>28.5%以上</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>4週6休未満</td> <td>21.4%未満</td> <td>-5</td> </tr> </tbody> </table>	達成区分	現場閉所率	加点・減点数(点)	完全週休2日	28.5%以上	4	4週8休以上	28.5%以上	2	4週6休未満	21.4%未満	-5	<p>(工事成績評定)</p> <p>第5条 発注者は、次に掲げる達成区分に応じ、工事成績評定(工事特性)に加点または減点するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>達成区分</th> <th>現場閉所率</th> <th>加点・減点数(点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>完全週休2日</td> <td>28.5%以上</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>4週6休未満</td> <td>21.4%未満</td> <td>-5</td> </tr> </tbody> </table>	達成区分	現場閉所率	加点・減点数(点)	完全週休2日	28.5%以上	4	(追加)	(追加)	(追加)	4週6休未満	21.4%未満	-5
達成区分	現場閉所率	加点・減点数(点)																							
完全週休2日	28.5%以上	4																							
4週8休以上	28.5%以上	2																							
4週6休未満	21.4%未満	-5																							
達成区分	現場閉所率	加点・減点数(点)																							
完全週休2日	28.5%以上	4																							
(追加)	(追加)	(追加)																							
4週6休未満	21.4%未満	-5																							
<p>第6条(工期変更)～第7条(工事費の積算) (略)</p>	<p>第6条(工期変更)～第7条(工事費の積算) (略)</p>																								

(実施証明書)

第8条 発注者は、4週8休以上の週休2日制 工事を実施し、その完成検査に合格した受注者に対して、秋田県モデル工事等実施証明書発行要領（令和元年6月7日付け技管—171）に定める実施証明書を発行するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、週休2日制 工事の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成30年3月27日技管—996 一部改正）

1. この要綱は、平成30年3月27日から施行する。
2. この要綱による改正後の秋田県完全週休2日制モデル工事実施要綱の規定は、平成30年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあつては指名通知をいい、随意契約にあつては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。

附 則（令和元年6月7日技管—168 一部改正）

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月13日技管—732 一部改正）

1. この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
2. この要綱による改正後の秋田県週休2日制モデル工事実施要綱の規定は、令和2年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあつては指名通知をいい、随意契約にあつては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。

附 則（令和3年9月9日技管—340 一部改正）

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月1日技管—693 一部改正）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月22日技管—764 一部改正）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(実施証明書)

第8条 発注者は、モデル工事を実施し、その完成検査に合格した受注者に対して、秋田県モデル工事__実施証明書発行要領（令和元年6月7日付け技管—171）に定める実施証明書を発行するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、モデル工事の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成30年3月27日技管—996 一部改正）

1. この要綱は、平成30年3月27日から施行する。
2. この要綱による改正後の秋田県完全週休2日制モデル工事実施要綱の規定は、平成30年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあつては指名通知をいい、随意契約にあつては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。

附 則（令和元年6月7日技管—168 一部改正）

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月13日技管—732 一部改正）

1. この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
2. この要綱による改正後の秋田県週休2日制モデル工事実施要綱の規定は、令和2年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあつては指名通知をいい、随意契約にあつては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。

附 則（令和3年9月9日技管—340 一部改正）

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月1日技管—693 一部改正）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。